

このリリースに関する連絡先:

広報担当マネージャー

瀧川 真美

03 6271 9400

mami.takigawa@bakermckenzie.com

プレスリリース

ベーカー&マッケンジー、アジア・パシフィック地域および世界における国際法律事務所の認知度および好感度ランキングで首位に

Acritas 社の Asia Pacific Law Firm Brand Index 2014 において第 1 位を獲得

【アジア・パシフィック発 2014年9月9日】ベーカー&マッケンジーは、Acritas社が実施する法律事務所のグローバルブランド調査であるSharplegal Global Elite Brand Indexにおいて、認知度および好感度が最も高い国際法律事務所として、世界ランキングの首位を4年連続で獲得してきました。これに引き続き、Acritas社がアジア・パシフィック地域における法律事務所を対象として本年より開始した同様の調査、Asia Pacific Law Firm Brand Index 2014においても、第1位に選出されましたので、お知らせいたします。

同社のランキング調査は、アジア・パシフィック地域に所在する企業の法務責任者を対象として実施されたものです¹。この調査において、ベーカー&マッケンジーは、「世界中の国々で国境を越えたシームレスなサービスを提供し、クライアントの効率性要求に応える」ことを可能にする「比類のないグローバルネットワーク」を保持していることを理由に、首位を獲得しました。アジア・パシフィック地域の12か国に17の事務所を構えるベーカー&マッケンジーは、この地域特有のクロスボーダー案件を熟知しており、「大型のM&A案件、複数の国々にまたがる案件・訴訟において、企業の社内弁護士が最初に検討する法律事務所」と評価されました。

ベーカー&マッケンジーのアジア・パシフィック地域におけるリージョナル・チェアマンのウィンストン・ジーは、「このたびの結果により、ベーカー&マッケンジーがクライアント志向のサービスを提供していることの重要性が改めて明らかとなり、大変喜ばしく思います。私たちは、クライアントのビジネスニーズを理解した上で、アジア・パシフィック地域に擁する17の事務所から国境を越えた質の高いリーガルサービスを提供しています。また、50年以上にわたり同地域におけるビジネス展開に関する理解を深め、真に統合されたグローバルファームとして成長してまいりました。取扱分野の幅広さと知識の深さについては地域内で比類のない法律事務所であると言えます」と述べています。

ベーカー&マッケンジーは世界最大の国際法律事務所であり、先日、2014年度の全世界におけるフィー収入が前年比5%増の総額25億4,000万米ドルにのぼり、過去最高を記録したことを発表しました。金融危機以降、フィー収入25億米ドルの壁を突破した初めての法律事務所となります。2014年度の全世界のフィー収入にアジア・パシフィック地域が占める割合は26%です。ベーカー&マッケンジーは、2013年5月より、ソウル、ヤンゴン、ブリスベンの各地に合計で3つの事務所を新設し、アジア・パシフィック地域において2014年7月1日までの12か月間で25名をパートナーとして新たに任命するなど、クライアントへのサービスの幅を広げるため、拠点を拡大し、陣容を強化しています。

- 以上 -

¹ 2014年8月11日、Acritas社発表のプレスリリース「Local Knowledge and International Reach」参照。

ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国に 76 の事務所、4,250 名を超える各国資格弁護士を含む専門家 5,600 名とその他のプロフェッショナルおよびスタッフ 5,300 名を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、各国の言語およびビジネス環境に対する深い理解に基づく高品質のサービスを提供する法律事務所として知られています。2014 年 6 月 30 日決算期における収入は、25 億 4,000 万米ドルを超えました。ファームのエグゼクティブ・コミティのチェアマンは、エデュアルド・レイティが務めています。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジーはアジア・パシフィック地域に 1963 年から拠点を有しています。現在では同地域に 17 の事務所と 1,000 名の各国法弁護士を擁しており、他の法律事務所による対応が困難な地域においても、幅広いリーガルサービスを提供しています。ASEAN 諸国内においても 7 か国に事務所を構え、同地域内での投資およびクロスボーダー投資に関し、50 年以上にわたりクライアントにアドバイスを提供した経験を有しています。このような経験を有する各国法の弁護士が、東南アジアへ進出する企業に対し、複雑な法的環境と多様な文化に関する比類のない理解に基づいたアドバイスを提供しています。

「Strongest Law Firm Brand」 （2014 Acritas Asia Pacific Law Firm Brand Index）

「Strongest Law Firm Brand」 （Sharplegal® Global Elite Brand Index、2009～2013 年）

「Best International Law Firm for Women」 （Euromoney Asia Women in Business Law Awards、2011～2013 年）

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。